

「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の変更に関する 特定個人情報保護評価の再実施結果についてお知らせいたします

令和 6 年 12 月 28 日
新宿区健康部医療保険年金課

税や国民健康保険料の納付相談等の窓口を一本化すること等による区民サービスの向上等を目的として、令和 7 年度から滞納整理を一元的に担当する課を総務部に新たに設置し、その新課においても「国民健康保険に関する事務」を行う予定です。

これにより、既に公表している「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の記載内容に変更が生じたため、国の個人情報保護委員会が定めた規則に基づき、特定個人情報保護評価を再実施しました。

特定個人情報保護評価の再実施にあたっては、「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の素案に対するパブリック・コメントを実施するとともに、個人情報保護及び情報システム等に知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」といいます。）を行いました。

これらの実施結果を踏まえ変更した「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」について、個人情報保護委員会に提出するとともに、公表します。

1 パブリック・コメントの実施結果

(1) 実施期間

令和 6 年 10 月 10 日（木）から令和 6 年 11 月 8 日（金）まで（30 日間）

(2) 実施内容

医療保険年金課、区政情報課、区政情報センター、各特別出張所、各区立図書館において資料の閲覧・配布するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和 6 年 10 月 15 日号）への掲載により意見を募集し、郵送、FAX、窓口への持参及び区ホームページにおいて受付を行いました。

(3) 意見募集結果

2 名（73 件）

資料 1「意見要旨と区の考え方」のとおり。

2 第三者点検の実施結果

(1) 実施期間

令和 6 年 10 月 20 日（金）から令和 6 年 11 月 13 日（水）まで

(2) 委託事業者

株式会社 R S コネクト

(3) 点検結果

評価書は「個人情報保護委員会に提出し、公表するために、適切かつ妥当である。」と判断されました。その上で、詳細個所について修正すべき点の指摘がありました。

3 評価書の変更

(1) 変更箇所

資料 2「素案からの変更箇所一覧 新旧対照表」のとおり。

(2) 変更後の評価書（個人情報保護委員会に提出した評価書）

資料 3「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」のとおり。

(3) 用語解説

資料 4「用語解説」のとおり。

4 問い合わせ先

健康部医療保険年金課庶務係（新宿区役所本庁舎 4 階）

電話：03-5273-3880 FAX：03-3209-1436